

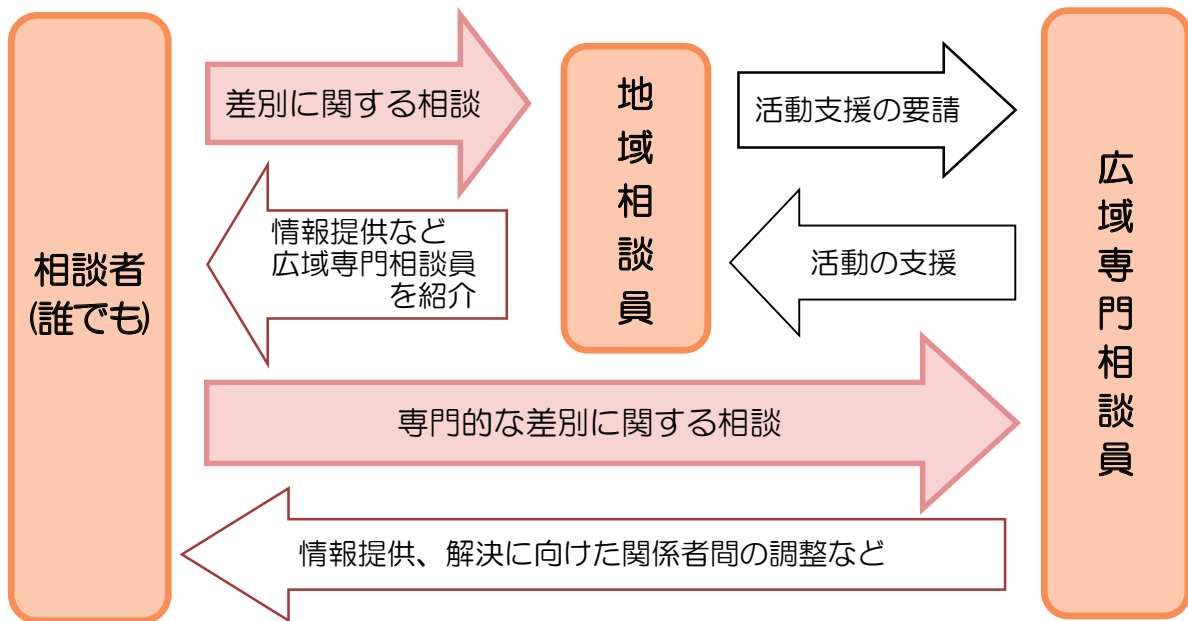
Ⅲ 障害を理由とする差別に関する相談

誰でも相談できる窓口を設置しています。

- **地域相談員**（連絡先は、お住いの市町村障害福祉担当窓口へ）
身体障害や知的障害、精神障害等に関する相談員（地域相談員）が、日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別についての情報提供等も行います。
- **広域専門相談員**（連絡先は、下記のとおり）
広域専門相談員は、地域相談員が行う情報提供等の支援も含め、障害を理由とする差別についてのあらゆる相談（具体的な相談、関係者間の調整等）に応じます。



相談体制

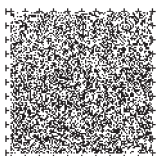


広域専門相談員 相談窓口

場 所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県 障害福祉課 相談室（富山県庁本館1階）
受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日、年末年始を除く）
T E L：076-444-3959（広域専門相談員専用電話）
F A X：076-444-3494（県庁障害福祉課FAXと同じ）
E-mail：ml-sabetsu-soudan★pref.toyama.lg.jp
（送信時に、★を@に置き換えてください。）

お問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部障害福祉課
電話：076-444-3212 FAX：076-444-3949
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00013327.html



※このマークは音声コード（Uni-Voice）です。
スマートフォン（iOS/Android）無料アプリ
Uni-Voiceをダウンロードしてご利用できます。
Uni-Voiceは全ての読取製品に対応しています。